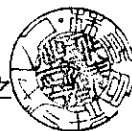


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.18
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 株式会社ジャレコ
 代表取締役社長 倉田 暁之
 【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木一丁目9番9号
 六本木ファーストビル5階
 【報告義務発生日】 平成18年5月30日
 【提出日】 平成18年6月6日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
 【提出形態】 その他



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ジャレコ
会社コード	7954
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ハイパーリンク インベストメンツ グループ リミテッド (Hyperlink Investments Group Limited)
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島 トルトラ ロードタウン P.O. Box 3444 ポート カリス トラストネット チェンバーズ (Portcullis TrustNet Chambers, P.O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 11 年 7 月 22 日
代表者氏名	房 広治 Koji Fusa
代表者役職	ディレクター
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 5 階 執行役員 チーフフィナンシャルオフィサー 豊島 慶子
電話番号	03-6230-2100

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	80,247,000	0	0
新株予約権証券 (株)	A 0	—	F 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	H 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	I 0
対象有価証券償還社債	E 0	0	J 0
合計 (株)	K 80,247,000	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0 株		
保有株券等の数 (総数)	0 80,247,000 株		

(K+L+M-N)	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月30日現在)	Q 139,710,269株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(0/(P+Q) \times 100)$	57.44%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	69.66%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
----------------	--

借入金額計 (S) (千円)	45,740,790
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	45,740,790

②【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	ピーシーシー・ ダブリュー・リ ミテッド PCCW Limited	通信業	ピーター・ア ンソニー・ア レン他 Peter Anthony Allen 他	香港クオリーベイ、キン グスロード 979、タイク ープレイス、PCCW タワー 39 階 39th Floor, PCCW Tower, TaiKoo Place, 979 King's Road, QuarryBay, HongKong	2	45,740,790
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	サンドリンガム ファンド エスピーシー リミテッド (Sandringham Fund SPC Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート、ウォーカー・ハウス、私書箱 908GT (Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2004年11月9日
代表者氏名	房 広治
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 鈴木 香子
電話番号	03-5157-2700

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	0	0	0

新株予約権証券(株)	A	0	—	F	0	
新株予約権付社債券(株)	B	6,889,763	—	G	0	
対象有価証券カバードワラント	C	0	0	H	0	
株券預託証券		0	0		0	
株券関連預託証券	D	0	0	I	0	
対象有価証券償還社債	E	0	0	J	0	
合計(株)	K	6,889,763	L	0	M	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N	0株				
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	6,889,763株				
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	6,889,763株				

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年5月30日現在)	Q	139,710,269株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		4.70%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1)ハイパーリンク インベストメンツ グループ リミテッド

Hyperlink Investments Group Limited

(2)サンドリンガム ファンド エスピーシー リミテッド

Sandringham Fund SPC Ltd.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有者株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号			
株券(株)	80,247,000	0	0			
新株予約権証券(株)	A	0	—	F	0	
新株予約権付社債券(株)	B	6,889,763	—	G	0	
対象有価証券カバードワラント	C	0	0	H	0	
株券預託証券		0	0		0	
株券関連預託証券	D	0	0	I	0	
対象有価証券償還社債	E	0	0	J	0	
合計(株)	K	87,136,763	L	0	M	0
信用取引により譲渡したこと	N	0株				

により控除する株券等の数	
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	0 87,136,763 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 6,889,763 株

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18 年 5 月 30 日現在)	Q 139,710,269 株
上記提出者の 株券等保有割合（%） (O / (P+Q) × 100)	59.44%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	69.66%

HYPERLINK INVESTMENTS GROUP LIMITED

POWER OF ATTORNEY

委任状

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Hyperlink Investments Group Limited (the "Company"), having its registered office at Portcullis TrustNet Chambers, P.O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands, does hereby constitute, designate and appoint JALECO LTD., 1-9-9 Roppongi, Minato-ku Tokyo 106-0032, Japan, as attorneys-in-facts, for the following purposes, and hereby confer upon each such agent and attorney-in-fact full power and authority to perform each and all of the following acts in the name of and on behalf of the Company.

Portcullis TrustNet Chambers, P.O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands に登記上の事務所を有する Hyperlink Investments Group Limited (以下「当社」という。) は、本委任状をもって、〒106-0032 日本国東京都港区六本木1-9-9 所在の株式会社ジャレコを、下記の目的のための適法な代理人に定め、指定し、かつ指名し、本委任状をもって、下記事項を当社の名義において当社のために各自単独で行う完全な権限を付与する。

- (1) To prepare, execute and file with the appropriate ministers or agencies of the Government of Japan any reports, notices, communications, and other documents required by law (the Securities and Exchange Law, the Foreign Trade and Foreign Exchange Law and any other laws of Japan) with respect to acquisition, purchase, subscription or transfer of the common shares of JALECO LTD. (the "Issuer") (Including but not limited to reports of large-volume shareholding and any amendments thereto);

日本国の適切な大臣または政府機関に対して、株式会社ジャレコ (以下「発行者」という。) の普通株式の取得、購入、引受けまたは譲渡に関して、法律 (証券取引法、外国為替及び外国貿易法その他の日本法) により提出することを要求されるすべての報告、通知、連絡およびその他の文書 (大量保有報告書およびその訂正報告書を含むがこれらに限られない。) を作成し署名し提出すること。

- (2) To prepare, execute and deliver any and all such other documents and instruments as may be necessary in connection with acquisition, purchase, subscription or transfer of the common shares of the Issuer;

発行者の普通株式の取得、購入、引受けまたは譲渡に関連して必要となりうるその他の文書および証明書を作成および交付すること。

(3) To appoint one or more persons as substitute(s) as attorney(s)-in-fact under them for any and all of the purposes aforesaid and to revoke such appointment; and
上記のすべての目的で一人または複数の復代理人を選任しおよび解任すること。

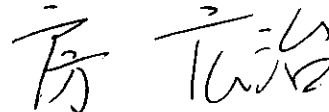
(4) To represent the Company and to do any and all other acts which may be necessary or appropriate in connection with the foregoing powers herein granted.
当社を代表し、また本委任状をもって授權された上記事項に関連して必要または望ましいと思われるすべての行為を行うこと。

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this day of November, 2005.

上記を証するため、本委任状は、2005年11月14日、当社のために署名された。

HYPERLINK INVESTMENTS GROUP LIMITED

Koji Fusa
Director



氏名：房 広治
役職：取締役